

「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業環境影響評価方法書」に関して御船町が熊本県に提出した意見の内容を公表します。

|    | 事 項                                      | 内 容                                                                                                                                                                     |
|----|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 「大気環境」、「水環境」、「土壌に係る影響その他の環境」の調査・予測地点について | 川内田地区及び東上野地区の集落は大気質における調査地域(1.5km)内に位置するため、必要な項目について当該集落付近で調査・予測・評価すること。また、川内田地区では、地区内の井戸(地下水)を生活用水として使用しているため、当該地区内において必ず地下水位等の調査・予測地点を設けること。                          |
| 2  | 予測手法                                     | 国又は地方公共団体による基準等がない項目(地下水、動物、植物、生体系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物、文化財、安全)の評価結果については、一般に理解されやすい記述に努めること。                                                                         |
| 3  | 地下水の調査・予測地点                              | 地下水の調査地域内にある天君水源地において、地下水位等への影響について調査・予測を行うこと。また、当該水源地における揚水試験の結果等については、水道事業者へ情報提供すること。                                                                                 |
| 4  | 廃棄物の搬出入に係る評価項目(調査・予測地点)                  | 九州中央自動車道の使用の可否により、マミコウロード、町道北園茶屋本線を通る車両台数が大きく異なる可能性があるため、廃棄物の搬出入に伴う環境要素については、九州中央自動車道が通行不可となる場合等を考慮して調査・予測地点を再検討すること。                                                   |
| 5  | 廃棄物の搬出入に係る評価項目(調査期間)                     | 廃棄物の搬出入車両台数の調査は、基本的に「平日に1回実施する」とあるが、時期によって台数が変動する可能性を踏まえ、複数回実施することを検討すること。                                                                                              |
| 6  | 廃棄物の搬出入に係る評価項目(予測時期)                     | 廃棄物の搬出入車両台数により影響される項目については、一般廃棄物の自己搬入車両が増加する年末年始を予測時期として設定することを検討すること。                                                                                                  |
| 7  | 廃棄物の搬出入に係る評価項目(予測方法)                     | 廃棄物の搬出入車両により影響される項目の予測については、登坂走行に伴う速度の低下、アクセルの踏み加減など、予測可能な範囲で詳細に実施すること。また、搬入計画に示す産業廃棄物の搬出入台数については、1台あたりに積載する廃棄物の重量が示されていないため、予め現実に即した積載重量(または積載率)を設定し、台数を精査したうえで予測すること。 |
| 8  | 大気質・悪臭の調査地点                              | 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う大気質・悪臭の影響について、対象事業実施区域の北東側の集落と、配慮が特に必要な施設が集中する上野保育園周辺で、地形等要因により予測結果に大きな差が生じる可能性がある場合は、当該集落周辺と、上野保育園周辺それぞれに地点を設けて調査・予測・評価すること。                          |
| 9  | 騒音、振動、低周波音の調査地点                          | 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音・振動・低周波音について、配慮が特に必要な施設が集中する上野保育園周辺で調査・予測・評価する必要があるか検討すること。                                                                                          |
| 10 | 安全の調査・予測地点                               | 安全の調査・予測地点について、①上野吉無田ICと県道田代御船線の交差点②県道田代御船線と町道栗山2号線の交差点③町道栗山2号線と町道屋敷座目木大橋線の交差点④マミコウロードと国道445号の交差点付近も同様に調査し、安全に通行できることを確認すること。                                           |
| 11 | 安全の評価方法(1)                               | 敷地内で火災が発生した場合において、延焼の可能性を想定した評価方法及び対策について検討すること。                                                                                                                        |

|    |                   |                                                                                                                                                                                 |
|----|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | 安全の評価方法(2)        | 図2.2-10に示す車両搬出入口2カ所は、いずれも速度がでやすく道路勾配により見通しが良くない位置に接続されていることに加え、特に北東側車両出入口は事業実施想定区域北側及び東側に隣接する住民が出入りする道路に近接しているため、有効な対策を示したうえで安全に関する影響の軽減について評価を行うこと。                            |
| 13 | 工事に伴う温室効果ガスの予測・評価 | 工事の実施に伴い排出される温室効果ガスの算出が可能であれば、調査予測評価を行うことを検討すること。                                                                                                                               |
| 14 | 大気質               | ダイオキシン類の測定について、住民の関心が高いことから、施設稼働後当面の期間は年2回以上の測定を検討すること。                                                                                                                         |
| 15 | 騒音、振動、悪臭、景観       | 騒音、振動、悪臭、景観等は、事業地に隣接する住民への心理的な影響が生じる可能性があるため、法基準を満たすだけでなく、その対策の検討にあたっては、当該住民の意見を十分に聴いたうえで、対策を講じること。                                                                             |
| 16 | 給排水計画(1)          | 給排水計画の整合性を図るため、2.2.8(2)排水計画において、敷地内に降った雨水の一部を施設内で再利用する旨を記述すること。                                                                                                                 |
| 17 | 給排水計画(2)          | 工事期間中の用水について、既存水道施設において事業実施想定区域内に供給可能な水量に限りがあるため、詳細検討の過程で水道事業者と協議を行うこと。                                                                                                         |
| 18 | 河川への影響            | 工事及び施設の稼働に伴う雨水等の放流について、流量多寡により放流先河川(川内田川)・水路に構造的な影響を与えるおそれがあるため、工事を実施する前に当該河川・水路の管理者と協議のうえ必要な対策を講じること。                                                                          |
| 19 | 安全(1)             | 各施設(土地の造成を含む)の構造基準の設定について、事業者が想定する自然災害の種類や規模等について示すこと。                                                                                                                          |
| 20 | 安全(2)             | マミコウロードに適用される車両速度制限と主な搬出入ルート勾配及びカーブの半径等を確認し、廃棄物を運搬する大型車両の通行に支障がないか調査すること。                                                                                                       |
| 21 | 安全(3)             | 安全の評価結果については、設置が望ましいと判断する交通安全施設や、事業者が実施可能な交通安全策の効果を、一般に理解されやすい方法で記載すること。                                                                                                        |
| 22 | 安全(4)             | 配車システムについて、準備書においてその概要と見込まれる効果を示すこと。                                                                                                                                            |
| 23 | 安全(5)             | 一般廃棄物の搬出入車両に対しても、事業者が示す主な搬出入ルートを通行するよう求めること。※事業地周辺の一般廃棄物(家庭ごみ及び事業所ごみ)を収集する車両については、ごみステーションや排出事業者の所在により主な搬出入ルート以外を通行することとなる。当該ごみステーションの設置位置は、住民のごみ出し利便性を確保する観点から移動を行うことは検討していない。 |
| 24 | 文化財               | 試掘調査が必要と判断された場合は、準備書において当該調査に係る期間を記載すること。                                                                                                                                       |
| 25 | 稼働後のモニタリング調査      | 稼働後における各種モニタリング調査の対象や実施方法については、準備書における環境保全措置の不確実性の程度や事後調査の実施方法等を示したうえで5町と検討すること。                                                                                                |
| 26 | その他               | 本事業は、最終処分場の整備を行わない計画であるが、誤解を招く可能性があるため、P8中段の表題【広域処理体制】を【本事業を提案する前に5町が計画していた広域処理体制】に修正すること。                                                                                      |
| 27 | その他               | 予測対象時期について、「影響が最大となる時期」又は「定常的な状態となる時期」と設定されている理由が不明瞭であるため、準備書ではその理由等を記載すること。                                                                                                    |